

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

**情報提供のお願い**  
悪質な業者による電話勧誘や契約トラブルの事例を集めています。

会社員・公務員を狙う悪質な電話勧誘が発生しています。そこで、被害防止や啓発のために被害事例を集めています。過去の出来事や、知人等の話でも構いませんので、是非とも情報をお寄せください。情報提供は村消費生活センターまでお願いします。



村消費生活センター長

## 例え

投資マンション、金融商品、えせ同和行為（関連の書籍の

購入）等の電話で・・・

- ・断ったにも関わらず、しつこく電話をかけてきた。
- ・長時間に渡って電話を切らせてくれなかった。
- ・深夜や早朝といった、迷惑な時間に電話をかけてきた。
- ・脅迫めいた発言をされた。
- ・職場や自宅に押しかけられ強引に契約を迫られた。
- ・絶対に儲かるから心配ないと言われた。；等

## もしもの時の対応例

はつきりと明確に「必要ないので購入しません」と答えましょう。「結構です」「検討します」等と曖昧に返答することは、断る意志が相手に伝わらずにトラブルの原因になります。

断り切れずに購入してしまつたら、訪問販売や電話勧誘販売の場合には、申込書または契約書等の書面を受領した日から8日間以内（受領日を含む）であれば、申込の撤回または契約の解除ができます。クーリング・オフは、ハガキに契約を解除する旨を書いて配達記録又は簡易書留で販売業者へ通知します。また、記載したハガキは両面をコピーして大切に保管してください。

難しい事例でもあきらめずに、消費生活センターや法律相談、警察に相談しましょう。

## 《参照法令》

特定商取引に関する法律（抜粋）第4節 電話勧誘販売

◇電話勧誘販売における氏名等の明示

【第16条】 販売業者または

役務提供事業者は、電話勧誘販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者または役務提供事業者の氏名または名称およびその勧誘を行う者の氏名ならびに商品若しくは権利または役務の種類ならびにその電話が売買契約または役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げなければならない。

◇契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止

【第17条】 販売業者または

役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約または役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約または当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

通信販売…いつの間にか  
定期購入になっていた

新聞広告を見て健康食品を電話で注文した。数日後代引きで届き、代金を支払い受け取った。1カ月後に同じ商品が届いたが、請求書もなかった。無料で欲しい、飲んでしまった。さらに1カ月後、6千円の振込用紙とともにまた健康食品が送られてきたため、驚いて業者に連絡をしたところ「期日までに断りの電話がなかったため、定期購入になっていた」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。  
(当事者…60歳代男性)

## 【ひとこと助言】

通信販売の広告を見て1回限りの購入だと思つて申し込んだり、定期購入になってしまふケースがあります。通信販売を利用する際は、購入や返品の内容、送られてきた商品に同封された書類等についてしっかりと確認しましょう。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

司法書士による  
無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。ご相談の際には、なるべく事前にお申込みください。  
◇日時 9月4日(木)午前9時30分～11時30分  
◇費用 無料  
◇相談会場・受付 村消費生活センター

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談受付は、午前は11時30分、午後3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通） ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番（悪質業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379